

監事監査規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「この法人」という）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかは本規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職務)

第3条 監事は、法令、定款及び本規定に定めるところに従って、理事の職務の執行を監査し、また、監査報告を作成するものとする。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査事項)

第6条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(理事会等への出席)

第7条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかつた場合には、議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

第3章 監事の意見陳述等

(理事会に対する報告・意見陳述等)

第8条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実のあると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令に定めるところに従い、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

3 監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等又はこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べなければならない。

(差止請求)

第9条 監事は、理事がこの法人の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、理事に対し、その行為の差止めを請求する。

(理事の報告)

第10条 監事は、理事がこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したことを知ったときは、当該理事に対し当該事実を直ちに報告するよう求めるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第11条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求める。

2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について問題があれば、理事に意見を述べるものとする。

(総会への報告)

第12条 監事は、総会に提出される議案及び書類について調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総

会に報告するものとする。

(総会における説明義務)

第 13 条 監事は、総会において会員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(監事の選任等についての意見陳述)

第 14 条 監事は、総会において、監事の選任もしくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

(監事の報酬等についての意見陳述)

第 15 条 監事は、総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

第 4 章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第 16 条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(会計監査人からの報告の監査)

第 17 条 監事は、理事から貸借対照表、損益計算書および事業報告並びにこれらの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第 18 条 監事は、日常の監査を踏まえ前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。

3 監事は前項の監査報告書を、理事に提出する。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規程の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 11 月 15 日総会決議)